

昭和二十五年政令第百八十六号

国际観光ホテル整備法施行令

内閣は、国际観光ホテル整備法（昭和二十四年法律第二百七十九号）を実施するため並びに同法第十四条第三項及び第二十九条の規定に基き、この政令を制定する。

（登録実施機関の登録の有効期間）
第一条 国際観光ホテル整備法（以下「法」という。）第二十一条第一項の政令で定める期間は、五年とする。

（関係大臣との協議）

第二条 観光庁長官は、法第三十三条第一項の規定による勧告をしようとする場合において、その勧告が、国立公園の区域内のホテル又は旅館に対して行われるべきは環境大臣に、公衆衛生の改善を図る事項を内容とするときは厚生労働大臣に、それぞれ協議するものとする。

附 則

（昭和二十六年七月二八日政令第二七五号）

附 則

（昭和三五年六月三〇日政令第一八五号）

附 則

（昭和三五年六月三〇日政令第一八五号）

附 則

（昭和四〇年三月三一日政令第九九号）抄

附 則

（昭和五三年三月三一日政令第七九号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、昭和五十三年四月一日から施行する。

（国際観光ホテル整備法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二十二条 前条の規定による改正後の国際観光ホテル整備法施行令別表の規定は、個人又は法人が施行日以後に取得等をする同表に掲げる減価償却資産について適用し、個人又は法人が施行日前に取得等をした前条の規定による改正前の国際観光ホテル整備法施行令別表に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

附 則

（昭和五六年三月三一日政令第四二号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、昭和五十五年四月一日から施行する。

（国際観光ホテル整備法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二十二条 前条の規定による改正後の国際観光ホテル整備法施行令別表の規定は、個人又は法人が施行日以後に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をする同表に掲げる減価償却資産について適用し、個人又は法人が施行日前に取得等をした前条の規定が施行日以後に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をする同表に掲げる減価償却資産について適用し、個人又は法人が施行日前に取得等をした前条の規定による改正前の国際観光ホテル整備法施行令別表に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

附 則

（昭和五八年三月三一日政令第六一号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、昭和五十八年四月一日から施行する。

（国際観光ホテル整備法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二十九条 前条の規定による改正後の国際観光ホテル整備法施行令別表の規定は、個人又は法人が施行日以後に取得等をする同表に掲げる減価償却資産について適用し、個人又は法人が施行日前に取得等をした前条の規定による改正前の国際観光ホテル整備法施行令別表に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

附 則

（昭和六〇年三月三〇日政令第六一号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、昭和六十一年四月一日から施行する。

（国際観光ホテル整備法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二十九条 前条の規定による改正後の国際観光ホテル整備法施行令別表の規定は、個人又は法人が施行日以後に取得等をする同表に掲げる減価償却資産について適用し、個人又は法人が施行日前に取得等をした同条の規定による改正前の国際観光ホテル整備法施行令別表に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

附 則

（昭和六〇年三月三〇日政令第六一号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、昭和六十一年四月一日から施行する。

（国際観光ホテル整備法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二十九条 前条の規定による改正後の国際観光ホテル整備法施行令別表の規定は、個人又は法人が施行日以後に取得等をする同表に掲げる減価償却資産について適用し、個人又は法人が施行日前に取得等をした同条の規定による改正前の国際観光ホテル整備法施行令別表に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

附 則

（昭和六一年六月一〇日政令第二三一号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、昭和六十一年七月一日から施行する。

（国際観光ホテル整備法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二十九条 前条の規定による改正後の国際観光ホテル整備法施行令別表の規定は、個人又は法人が施行日以後に取得等をする同表に掲げる減価償却資産について適用し、個人又は法人が施行日前に取得等をした同条の規定による改正前の国際観光ホテル整備法施行令別表に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

附 則

（昭和六三年三月三一日政令第七三号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、昭和六十三年四月一日から施行する。

(国際観光ホテル整備法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第三十七条 前条の規定による改正後の国際観光ホテル整備法施行令別表の規定は、個人又は法人が施行日以後に取得等をする同表に掲げる減価償却資産について適用し、個人又は法人が施行日前に取得等をした同条の規定による改正前の国際観光ホテル整備法施行令別表に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

附 則 (平成元年三月三一日政令第九四号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成元年四月一日から施行する。

(国際観光ホテル整備法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第二十八条 前条の規定による改正後の国際観光ホテル整備法施行令別表の規定は、個人又は法人が施行日以後に取得等をする同表に掲げる減価償却資産について適用し、個人又は法人が施行日前に取得等をした同条の規定による改正前の国際観光ホテル整備法施行令別表に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

附 則 (平成二年三月三一日政令第九三号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二年四月一日から施行する。

(国際観光ホテル整備法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第二十八条 前条の規定による改正後の国際観光ホテル整備法施行令別表の規定は、個人又は法人が施行日以後に取得等をする同表に掲げる減価償却資産について適用し、個人又は法人が施行日前に取得等をした同条の規定による改正前の国際観光ホテル整備法施行令別表に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

附 則 (平成四年一二月二十四日政令第三九一号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、国際観光ホテル整備法の一部を改正する法律の施行の日(平成五年四月一日)から施行する。

(国際観光ホテル整備法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第二十八条 前条の規定による改正後の国際観光ホテル整備法施行令別表の規定は、個人又は法人が施行日以後に取得等をする同表に掲げる減価償却資産について適用し、個人又は法人が施行日前に取得等をした同条の規定による改正前の国際観光ホテル整備法施行令別表に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

附 則 (平成一年一〇月二七日政令第三三六号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行の日(平成十一年四月一日)から施行する。

(経過措置)

第三条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(施行期日)

第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

(附 則) (平成一五年一二月一〇日政令第四九六号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十六年三月一日から施行する。

(附 則) (平成二〇年七月一八日政令第二二三号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十年十月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 国土交通省設置法等の一部を改正する法律(以下この条において「改正法」という。)による改正前の法律(これに基づく命令を含む。以下この条において「旧法令」という。)の規定により次の表の中欄に掲げる從前の國の機関(以下この条において「旧機関」という。)がした認可、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

法律(これに基づく命令を含む。以下この条において「新法令」という。)の相当規定に基づいて、改正法による改正後の法同表の下欄に掲げる相当の國の機関(以下この条において「新機関」という。)がした認可、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

国土交通大臣(改正法第一条の規定による改正前の国土交通省 観光庁長官)

設置法(以下「旧設置法」という。)第四条第二十一号から第二十三号までに掲げる事務に係る場合に限る。)

航空・鉄道事故調査委員会

運輸安全委員会

海難審判所

中央労働委員会

交通政策審議会

船員中央労働委員会(旧設置法第四条第九十七号及び第九十八号に掲げる事務に係る場合に限る。)

船員地方労働委員会(旧設置法第四条第九十六号に掲げる事務のうち労働組合法(昭和二十四年法律第七百七十四号)に係る事務(不当労働行為に係るものに限る。)に係る場合に限る。)

船員地方労働委員会(旧設置法第四条第九十六号に掲げる事務のうち労働組合法に係る事務(不当労働行為に係るものに限る。)に係る場合に限る。)

船員地方労働委員会(旧設置法第四条第九十六号に掲げる事務のうち労働組合法に係る事務(不当労働行為に係るものに限る。)に係る場合に限る。)